

宇都宮市E V等充電設備導入事業仕様書

この宇都宮市E V等充電設備導入事業仕様書（以下、「仕様書」という。）は、市有施設の駐車場へのE V等充電設備（以下、「充電設備」という。）の設置及び維持管理等に関して示したものであり、本事業の事業者は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1 事業概要

本事業は、別紙1「対象施設等一覧表」に示す、市有施設14か所の駐車場への充電設備の設置及び維持管理等を行うものとし、これらに係る一切の費用は、事業者の負担とする。

(1) 事業期間

各施設において充電設備を設置した日から起算して10年間とする。なお、事業期間終了後の充電設備については、原則、撤去とし、原状復帰する。

(2) 貸付料等

対象施設における貸付は、賃貸借契約または設置許可・占用許可により行う。貸付料等においては、別紙1「対象施設等一覧表」により定める金額とする。

(3) 利用料金

充電設備の利用料金は、対象施設全て同一の料金とし、原則として事業期間中は料金を変更しない。

2 市有施設駐車場への充電設備の設置及び維持管理等

(1) 充電設備の設置

- 別紙2「設置候補箇所」に示す対象施設内の駐車区画へ充電設備を設置することとする。なお、対象施設の追加提案は受け付けない。

※今後供用開始予定の2施設の充電設備の設置場所は、別途、市と協議の上、決定する。

(設置時期)

令和7年度：12か所

令和8年度予定：アークタウン宇都宮（東部総合公園）

令和9年度予定：北西部体育館

- 本事業における充電設備の設置は、原則、国の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」（以下、「補助金」という。）を活用することとし、補助金の採択に至

らなかった場合等の対応については、市と協議の上、決定する。なお、補助金を活用せず、事業者が負担して設置する場合はこの限りではない。

- ・ 口数は、原則1施設1基2口以上とし、上限数は補助金の要項に準ずることとするが、事業者決定後、市と協議の上、決定する。
- ・ 設置する充電設備は出力6kW以上の普通充電器とする。
- ・ 充電設備の電源は、原則、新規で引き込みを行い、使用電力については、原則「宇都宮ライトパワー株式会社」から調達することとし、調達時期など契約内容等については、市及び宇都宮ライトパワー株式会社と協議の上、決定する。なお、妥当な事由がある場合には、市と協議の上、事業者の負担により既設受電設備を使用することを可とし、電気使用量は事業者が把握し、相当額を施設側に支払う。

(2) 維持管理等

- ・ 充電設備については、事業期間中は事業者の責任において、維持管理等を行う。
- ・ 各施設における充電設備の開放時間は、別紙1「対象施設等一覧表」に記載している駐車場の開放時間とする。
- ・ 充電設備の利用時間は、より多くの利用者が充電設備を利用できるよう、1回当たり1時間を目安とするが、維持管理方法等も踏まえ提案することも可とする。
- ・ 各施設の充電設備に関する問い合わせや故障、苦情等の対処については、事業者が利用者と直接行う。

(3) 運用データの提供

施設毎の利用実績等のデータを毎月報告する。

(4) その他の提案

その他、事業者が自主的に取り組む内容について提案する。

(5) 地域経済貢献

市外業者（市内に本社、本店、支店、営業所等を有しない者）であって、本市が指定した主たる部分に該当しない業務を他の業者に請け負わせようとするときは、可能な限り市内に本社を有する業者から選定するよう努めること。

3 協定の締結

- (1) 提出された提案書、提案のプレゼンテーション等に基づき審査を行い、優先順位を定めた後、最優先順位の者と協定を締結する予定である。協定締結期間については、事業期間と同等とし、適宜、市と協議の

上、更新するものとする。なお、最優先順位の者との協定締結が成立しなかった場合、市は次点の者と協定締結に向けた協議をすることができるものとする。

- (2) 本市は、協定締結後においても、事業者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、協定を解除できるものとする。

4 留意事項

本事業の実施にあたって、以下の事項を遵守すること。

- (1) 事業者は関係法令等を遵守するものとする。
- (2) 利用者の個人情報 は法令に基づき適正に管理し、適切な情報セキュリティ対策をとること。
- (3) 本市担当職員との連絡を密にして事業に当たること。
- (4) 事業の進捗状況については、市と協議の上、その指示に従うこと。
- (5) 本事業の実施により得られた成果は、市に帰属する。
- (6) 本事業の仕様書に疑義が生じた場合は、市と協議の上、決定する。また、協議の結果を記した書面を市に提出すること。